

消費税率の改定に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

消費税率の改定に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のように制定する。

平成25年12月16日提出

霧島市長 前田 終 止

消費税率の改定に伴う関係条例の整理等に関する条例

(霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表待機室の項中「210円」を「220円」に改め、同表控室の項中「140円」を「150円」に改め、同表厨房の項中「170円」を「180円」に改める。

(霧島市行政財産の使用料徴収条例の一部改正)

第2条 霧島市行政財産の使用料徴収条例（平成17年霧島市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「土地」を「供する土地」に改める。

第6条の2中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(霧島市立学校施設使用条例の一部改正)

第3条 霧島市立学校施設使用条例（平成17年霧島市条例第110号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

200円
200円
800円
100円
100円
400円

「

210円
210円
830円
110円
110円
420円

」を 」に改める。

(霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第120号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1時間につき370円
1時間につき370円
1時間につき210円
1時間につき270円
1時間につき230円
1時間につき110円
1時間につき110円
1時間につき180円
1時間につき90円
1時間につき90円
1時間につき40円
1時間につき50円

「

1時間につき390円
1時間につき390円
1時間につき220円
1時間につき280円
1時間につき240円
1時間につき120円
1時間につき120円
1時間につき190円
1時間につき100円
1時間につき100円
1時間につき50円
1時間につき60円

」を

」に、

「

1回につき300円 回数券12枚つづり3,000円
1回につき150円 回数券12枚つづり1,500円
1回につき150円 回数券12枚つづり1,500円

「

1回につき310円 回数券12枚つづり3,100円
1回につき160円 回数券12枚つづり1,600円
1回につき160円 回数券12枚つづり1,600円

」を

」に、

「

1回につき210円 回数券12枚つづり2,100円
1回につき730円 回数券12枚つづり7,300円
1泊につき1,050円
1泊につき680円
1泊につき1,570円

「

1回につき220円 回数券12枚つづり2,200円
1回につき760円 回数券12枚つづり7,600円
1泊につき1,080円
1泊につき700円
1泊につき1,620円

」を

」に改め

る。

(霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

1 体育館

区分			基本使用料（1時間につき）		
			国分体育館、隼人体育館	溝辺体育館、福山体育館	横川体育館、牧園アリーナ
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	560円	370円	740円
		文化的催物に使用する場合（営利又は宣伝を目的としない場合）	1,120円	740円	1,490円
		上記以外の場合	2,230円	1,490円	2,970円
	使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1,670円	1,120円	2,230円
		文化的催物に使用する場合（営利又は宣伝を目的としない場合）	3,340円	2,230円	4,450円
		上記以外の場合	6,670円	4,450円	8,890円
一部使用	卓球（1台につき）		60円		
	バドミントン（1面につき）		100円		
	バレーボール（1面につき）		190円		
	バスケットボール（1面につき）		280円		
附属施設等	卓球室及び2階卓球場		220円		
	会議室及び観覧室		220円		
	2階競技場		220円		
	ステージ		220円		
	トレーニング室		20円		

備考

- 「専用使用」とは、体育館の施設又は附属備品若しくは器具を大会又は講習会等で独占的に使用することをいう。
- 「一部使用」とは、個人使用を含む専用使用以外の使用をいう。
- 一部使用で上記区分に該当しない競技で使用する場合については、上記区分に近い区分において使用料を徴収する。
- 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 児童生徒が練習や大会等において使用する場合の使用料は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合（入場料を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用する場合及び一部使用の場合を除く。）の使用料は、基本使用料に100分の20

- を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 7 使用許可時間を延長して使用した場合の使用料は、延長1時間につき基本使用料に100分の20を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
 - 8 専用使用において照明を使用する場合の使用料は、それぞれ次に掲げる額とする。
 - (1) 国分体育館、隼人体育館 1時間につき340円
 - (2) 溝辺体育館、福山体育館 1時間につき150円
 - (3) 横川体育館、牧園アリーナ 1時間につき620円
 - 9 専用使用において2分の1又は4分の1の照明を使用した場合の使用料は、8に定める使用料のそれぞれ2分の1又は4分の1の額とする。
 - 10 一部使用において照明を使用する場合の使用料は、それぞれ次に掲げる額とする。
 - (1) 卓球、バドミントン及びバレーボールで使用する時。
 - ア 国分体育館、隼人体育館 1時間につき120円
 - イ 溝辺体育館、福山体育館 1時間につき80円
 - ウ 横川体育館、牧園アリーナ 1時間につき160円
 - (2) バスケットボールで使用する時。
 - ア 国分体育館、隼人体育館 1時間につき230円
 - イ 溝辺体育館、福山体育館 1時間につき150円
 - ウ 横川体育館、牧園アリーナ 1時間につき310円
 - 11 牧園アリーナ（会議室及びトレーニング室を除く。）の冷暖房使用料は、1時間につき10,500円とする。
 - 12 特別に電気を使用する場合は、その電気料に係る実費相当額を徴収する。
 - 13 使用者が入場料を徴収する場合で「上記以外の場合」の使用料は、1日につき税込最高入場料に100を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
 - 14 それぞれの使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
 - 15 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料（上記5から7までに掲げる場合にあつては、それぞれにより算出して得た額を基本使用料とする。）に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
 - 16 15の「市民」とは、次に掲げるもの（以下この表において同じ。）をいう。
 - (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 市内の事務所、事業所等に勤務する者
 - (3) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在学す

る者

(4) 構成員の半数以上が(1)から(3)までに掲げる者である団体

2 運動場

区分		基本使用料（1時間につき）	
		溝辺運動場、牧園みやまの森運動場、霧島運動場、福山運動場	横川運動場、隼人運動場、牧之原運動場
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合 210円	250円
	使用者が入場料を徴収する場合	上記以外の場合 420円	500円
	使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合 620円	740円
	使用者が入場料を徴収する場合	上記以外の場合 1,240円	1,490円
一部使用	ソフトボール（1面につき）	110円	130円
	野球（1面につき）	160円	210円
	サッカー（1面につき）	160円	210円
	半面使用	110円	130円

備考

- 「専用使用」とは、運動場の施設又は附属備品若しくは器具を大会又は講習会等で独占的に使用することをいう。
- 「一部使用」とは、個人使用を含む専用使用以外の使用をいう。
- 一部使用で上記区分に該当しない競技で使用する場合には、上記区分に近い区分において使用料を徴収する。
- 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 児童生徒が練習や大会等において使用する場合は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合は（入場料を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用する場合及び一部使用の場合を除く。）の使用料は、基本使用料に100分の20を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 使用許可時間を延長して使用した場合の使用料は、延長1時間につき基本使用料に100分の20を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 照明を使用する場合は、それぞれ次に掲げる額とする。
 - 全部点灯のとき。
 - ア 溝辺運動場 1時間につき1,030円
 - イ 横川運動場 1時間につき1,030円
 - ウ 牧園みやまの森運動場 1時間につき3,600円

- エ 霧島運動場 1時間につき880円
- オ 隼人運動場 1時間につき3,600円
- カ 福山運動場 1時間につき420円
- キ 牧之原運動場 1時間につき1,030円

(2) 部分点灯のとき。

- ア 溝辺運動場 1基1時間につき100円
- イ 横川運動場 1基1時間につき130円
- ウ 牧園みやまの森運動場 1基1時間につき450円
- エ 隼人運動場 1基1時間につき600円
- オ 牧之原運動場 1基1時間につき130円

- 9 使用者が入場料を徴収する場合で「上記以外の場合」の使用料は、1日につき税込最高入場料に100を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 10 それぞれの使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 11 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料（上記5から7までに掲げる場合にあっては、それぞれにより算出して得た額を基本使用料とする。）に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

3 庭球場

区分			基本使用料（1時間につき）		
			溝辺庭球場	横川庭球場	隼人庭球場
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	650円	440円	1,300円
		上記以外の場合	1,300円	870円	2,600円
	使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1,950円	1,300円	3,890円
		上記以外の場合	3,890円	2,600円	7,780円
一部使用	1コートにつき		220円		

備考

- 1 「専用使用」とは、庭球場の施設又は附属備品若しくは器具を大会又は講習会等で独占的に使用することをいう。
- 2 「一部使用」とは、個人使用を含む専用使用以外の使用をいう。
- 3 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 児童生徒が練習や大会等において使用する場合の使用料は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合

(入場料を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用する場合及び一部使用の場合を除く。)の使用料は、基本使用料に100分の20を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

6 使用許可時間を延長して使用した場合の使用料は、延長1時間につき基本使用料に100分の20を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。

7 隼人庭球場の専用使用において、次に掲げるコートのみを使用する場合の使用料は、次に掲げる割合を基本使用料に乗じて得た額とする。

(1) ハードコートのみ使用 3分の2

(2) オムニコートのみ使用 3分の1

8 照明を使用する場合の使用料は、1コート1時間につき160円とする。

9 使用者が入場料を徴収する場合で「上記以外の場合」の使用料は、1日につき税込最高入場料に100を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。

10 それぞれの使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

11 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料(上記4から7までに掲げる場合にあっては、それぞれにより算出して得た額を基本使用料とする。)に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

4 武道館、武道場

区分			基本使用料(1時間につき)	
			国分武道館	隼人武道場
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	390円	190円
		文化的催物に使用する場合(営利又は宣伝を目的としない場合)	790円	370円
		上記以外の場合	1,570円	740円
	使用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1,180円	560円
		文化的催物に使用する場合(営利又は宣伝を目的としない場合)	2,350円	1,120円
		上記以外の場合	4,690円	2,230円
一部使用	1面につき	130円	100円	
附属施設等	会議室	130円	—	
	小道場	130円	—	
	師範室	80円	—	

備考

1 「専用使用」とは、武道館、武道場の施設又は附属備品若しくは器具を大会

又は講習会等で独占的に使用することをいう。

- 2 「一部使用」とは、個人使用を含む専用使用以外の使用をいう。
- 3 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 児童生徒が練習や大会等において使用する場合は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合（入場料を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用する場合及び一部使用の場合を除く。）の使用料は、基本使用料に100分の20を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 6 使用許可時間を延長して使用した場合の使用料は、延長1時間につき基本使用料に100分の20を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 7 照明を使用する場合の使用料は、それぞれ次に掲げる額とする。
 - (1) 国分武道館
 - ア 専用使用のとき 1時間につき100円
 - イ 一部使用のとき 1時間につき40円
 - (2) 隼人武道場
 - ア 専用使用のとき 1時間につき40円
 - イ 一部使用のとき 1時間につき10円
- 8 特別に電気を使用する場合は、その電気料に係る実費相当額を徴収する。
- 9 使用者が入場料を徴収する場合で「上記以外の場合」の使用料は、1日につき税込最高入場料に100を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
- 10 それぞれの使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 11 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料（上記4から6までに掲げる場合にあつては、それぞれにより算出し、又は加算して得た額を基本使用料とする。）に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

5 弓道場

区分		基本使用料				
		国分弓道場	溝辺弓道場	霧島弓道場	隼人弓道場	
専用使用	使用者が入場料を徴収しない場合（1時間	アマチュアスポーツに使用する場合	480円	110円	60円	210円
	文化的催物に使用する場合（営利又は宣伝を目的としない場		950円	210円	110円	420円

	につき)	合)				
		上記以外の場合	1,900円	420円	210円	830円
	使用者が 入場料を 徴収する 場合(1 時間につ き)	アマチュアスポーツ に使用する 場合(営利又は宣 伝を目的としない場 合)	1,420円	310円	160円	620円
		上記以外の場合	2,840円	620円	310円	1,240円
			5,680円	1,240円	620円	2,470円
一部使用	1人1回につき					50円
	回数券12枚つづり		500円	—	—	500円
	定期券1月分		1,000円	—	—	1,000円

備考

- 1 「専用使用」とは、弓道場の施設又は附属備品若しくは器具を大会又は講習会等で独占的に使用することをいう。
 - 2 「一部使用」とは、個人使用を含む専用使用以外の使用をいう。
 - 3 「一部使用」において1回とは、1日のうち連続して使用する時間が4時間以内の使用をいう。
 - 4 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
 - 5 児童生徒が練習や大会等において使用する場合の使用料は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
 - 6 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合(入場料を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用する場合及び一部使用の場合を除く。)の使用料は、基本使用料に100分の20を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
 - 7 使用許可時間を延長して使用した場合の使用料は、延長1時間につき基本使用料に100分の20を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
 - 8 特別に電気を使用する場合は、その電気料に係る実費相当額を徴収する。
 - 9 使用者が入場料を徴収する場合で「上記以外の場合」の使用料は、1日につき税込最高入場料に100を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。
 - 10 それぞれの使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
 - 11 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料(上記5から7までに掲げる場合にあつては、それぞれにより算出し、又は加算して得た額を基本使用料とする。)に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 6 その他の施設

区分		基本使用料（1時間につき）
溝辺グラウンドゴルフ場	団体使用（30人以上）	1,860円
	個人使用（1人につき）	70円
溝辺野外ステージ	営利を目的としない場合	1,030円
	営利を目的とする場合	2,060円
牧園ゲートボール場	1コート	60円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 児童生徒が練習や大会等において使用する場合の使用料は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 3 照明を使用する場合の使用料は、それぞれ次に掲げる額とする。
 - (1) 溝辺野外ステージ 1時間につき1,030円
 - (2) 牧園ゲートボール場 1コート1時間につき110円
- 4 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料（上記2に掲げる場合にあつては、当該規定により算出して得た額を基本使用料とする。）に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。

（霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 霧島市営プールの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第127号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

4,800円	4,200円	4,200円	4,200円
800円	600円	600円	—
9,600円	—	—	—
1,200円	—	—	—
400円	300円	300円	300円
4,000円	3,000円	3,000円	3,000円
200円	150円	150円	150円
2,000円	1,500円	1,500円	1,500円
200円	150円	150円	150円
2,000円	1,500円	1,500円	1,500円
無料			
（保護者の同伴を必要とし、当該保護者は有料とする。）			
100円	—		

」を

「

4,940円	4,320円	4,320円	4,320円
--------	--------	--------	--------

830円	620円	620円	—
9,880円	—	—	—
1,240円	—	—	—
420円	310円	310円	310円
4,200円	3,100円	3,100円	3,100円
210円	160円	160円	160円
2,100円	1,600円	1,600円	1,600円
210円	160円	160円	160円
2,100円	1,600円	1,600円	1,600円
無料			
(保護者の同伴を必要とし、当該保護者は有料とする。)			
110円	—		

」に改める。

(霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第129号）の一部を次のように改正する。

別表体育館の項中「180円」を「190円」に改め、同表備考中「70円」を「80円」に改める。

(霧島市牧園B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 霧島市牧園B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第131号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1時間につき180円
1時間につき90円
1時間につき360円
1時間につき720円
1時間につき540円
1時間につき1,080円
1時間につき2,160円
1人1時間につき20円
1人1時間につき10円
1時間につき2,400円
1時間につき400円
1回につき200円
1回につき100円

「

1時間につき190円
1時間につき100円
1時間につき370円
1時間につき740円
1時間につき560円
1時間につき1,120円
1時間につき2,230円
1人1時間につき20円
1人1時間につき10円
1時間につき2,470円
1時間につき420円
1回につき210円
1回につき110円

」を

」に改め、同

表備考中「70円」を「80円」に改める。

(霧島市牧園町地区運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 霧島市牧園町地区運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第132号）の一部を次のように改正する。

別表第2運動場の項中「200円」を「210円」に改め、同表備考中「800円」を「830円」に改める。

（サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第10条 サン・あもりの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第133号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1,500円	1,500円	2,000円
1,500円	1,500円	2,000円
1,500円	1,500円	2,000円
3,000円	3,000円	4,000円
1,500円	1,500円	2,000円
1人1時間につき200円（回数券11枚つづり2,000円）		
1人2時間につき300円（回数券11枚つづり3,000円）		

」を

「

1,560円	1,560円	2,080円
1,560円	1,560円	2,080円
1,560円	1,560円	2,080円
3,120円	3,120円	4,120円
1,560円	1,560円	2,080円
1人1時間につき210円（回数券11枚つづり2,100円）		
1人2時間につき310円（回数券11枚つづり3,100円）		

」に、

「

250円
180円
90円
90円
40円
50円
20円
210円
100円

「

260円
190円
100円
100円
50円
60円
20円
220円
110円

」を 「」に改め、

同表備考中「120円」を「130円」に、「60円」を「70円」に、「250円」を「260円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「150円」を「160円」に改める。

（霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第11条 霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第134号）の一部を次のように改正する。

別表体育館の項中「180円」を「190円」に改め、同表備考中「70円」を「80円」に改める。

（霧島市立郷土館等の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第12条 霧島市立郷土館等の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中

60円	50円	70円	60円
120円	100円	130円	110円

（霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第13条 霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第144号）の一部を次のように改正する。

別表中

1時間につき210円	1時間につき220円
1時間につき530円	1時間につき550円
1時間につき320円	1時間につき330円
1時間につき210円	1時間につき220円
1時間につき210円	1時間につき220円
1時間につき270円	1時間につき280円
1時間につき380円	1時間につき390円
1時間につき110円	1時間につき120円
1時間につき420円	1時間につき440円
1時間につき170円	1時間につき180円
1台につき50円	1台につき60円
1回につき100円	1回につき110円
1時間につき160円	1時間につき170円
1時間につき80円	1時間につき90円

（霧島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第14条 霧島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第152号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

360円	370円
無料	無料

240円
無料
50円

250円
無料
60円

」を 」に改める。

別表第2中

「

100円
200円
100円

「

110円
210円
110円

」を 」に改める。

(霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第167号）の一部を次のように改正する。

別表中「240円」を「250円」に改める。

(霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する使用料等の額は、次に掲げる額とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除き、当該算定した額に、消費税法に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149号において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（これらの規定を同法第149号において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額
- (3) 健康保険法第86条第2項第1号（同法第149号において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第76条第2項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める保険外併用療養費に係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額の算定方法により算定した額

(4) 別表に定める額

第8条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 他の法令により、医療保険の給付又は医療費について公費の負担がある場合は、当該法令の定める額

(2) 地方公共団体等と診療の契約を締結する場合は、実際に要した経費の額から前項に定める額までの範囲内において、当該契約に定める額

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用料等の種類		金額
入院室差額使用料	1人室（A）	1日につき 3,600円
	1人室（B）	1日につき 3,000円
	2人室	1人1日につき 1,600円
長期入院料	入院期間が180日を超えた日以後の入院（厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第7号に規定する入院をいう。）1日につき、点数表により算定した額に100分の15を乗じた額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）	
非紹介患者初診加算料	1件につき1,000円	
文書料	1通につき5,000円以内で市長が別に定める。	
受託検査及び受託診断料	それぞれの診療行為について委託する者の採用する診療報酬点数表により算定した額の合計額の7割相当額（1円未満の端数は切り捨てる。）	
その他施設等使用料	市長が別に定める額	

備考 入院室差額使用料を徴すべき室に入院した場合でも、医療センターの長の特別な指示によるときは、入院室差額使用料は徴しない。

（霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第17条 霧島市民会館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第190号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	9時 ～12時	13時 ～17時	18時 ～22時	9時 ～17時	13時 ～22時	9時 ～22時
----	------------	-------------	-------------	------------	-------------	------------

基本 使用 料	ホー ル	入場料を徴収 しない場合	10,380円	13,840円	13,840円	27,680円	31,140円	44,980円
		入場料を徴収 する場合（最 高額が1,000円 以下）	20,760円	27,680円	27,680円	55,360円	62,280円	89,960円
		入場料を徴収 する場合（最 高額が1,001円 以上）	25,920円	34,560円	34,560円	69,120円	77,760円	112,320円
	ロビー	1,080円 (ホールの使用者が同時にロビーを使用して物品等の展示販 売等の営利行為を行う場合に限る。)						
	楽屋1	990円	1,320円	1,320円	2,640円	2,970円	4,290円	
	楽屋2	990円	1,320円	1,320円	2,640円	2,970円	4,290円	
	楽屋3	870円	1,160円	1,160円	2,320円	2,610円	3,770円	
	楽屋4（会議室）	870円	1,160円	1,160円	2,320円	2,610円	3,770円	
	楽屋5	480円	640円	640円	1,280円	1,440円	2,080円	
	楽屋6	480円	640円	640円	1,280円	1,440円	2,080円	
	リハーサル室	660円	880円	880円	1,760円	1,980円	2,860円	
	1階集会室	870円	1,160円	1,160円	2,320円	2,610円	3,770円	
2階集会室	1,710円	2,280円	2,280円	4,560円	5,130円	7,410円		

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 ロビー及び楽屋のみの使用は、原則として認めない。
- 3 本番以外の日にリハーサル等で使用する場合の使用料は、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 使用時間を延長して使用する場合（ロビーを除く。）は、1時間以内に限るものとし、その使用料は当該使用時間の1時間に相当する額に100分の120を乗じて得た額とする。
- 5 冷暖房の使用料は、それぞれ次に掲げる額とする。
 - (1) ホール 冷房 1時間につき3,130円
暖房 1時間につき3,030円
 - (2) 楽屋4（会議室） 冷房 1時間につき120円
暖房 1時間につき100円
 - (3) リハーサル室 冷暖房 1時間につき210円
 - (4) 1階集会室 冷房 1時間につき150円
暖房 1時間につき110円
 - (5) 2階集会室 冷房 1時間につき370円

暖房 1時間につき280円

- 6 冷暖房の使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなす。
- 7 使用者がシャワー室を使用する場合の使用料は、1回につき540円とする。
- 8 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料（上記3及び4に掲げる場合にあつては、それぞれにより算出して得た額を基本使用料とする。）に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 9 8の「市民」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 市内の事務所、事業所等に勤務する者
 - (3) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在学する者
 - (4) 構成員の半数以上が(1)から(3)までに掲げる者である団体
- 10 附属設備の種類及び使用料については、市長が別に定める。

（霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第18条 霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第194号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

210円
160円
120円
70円
140円
300円
210円

」を

「

220円
170円
130円
80円
150円
310円
220円

」に改め、同表備考中「550円」を「570円」に

改める。

（霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第19条 霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

450円
525円
450円
300円
300円

「

470円
540円
470円
310円
310円

175円
100円
300円
450円

180円
110円
310円
470円

」を 」に改める。

(霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第20条 霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第200号）の一部を次のように改正する。

別表集会室の項中「420円」を「440円」に改め、同表小研修室の項中「280円」を「290円」に改める。

(霧島市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 霧島市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第202号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

70円
70円
110円
110円
110円
130円

「

80円
80円
120円
120円
120円
140円

」を 」に改める。

(霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第22条 霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第203号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

6,600円	8,800円	6,600円	17,600円	17,600円	26,400円
13,200円	17,600円	13,200円	35,200円	35,200円	52,800円
16,500円	22,000円	16,500円	44,000円	44,000円	66,000円

」を

「

6,810円	9,080円	6,810円	18,160円	18,160円	27,240円
13,590円	18,120円	13,590円	36,240円	36,240円	54,360円
16,980円	22,640円	16,980円	45,280円	45,280円	67,920円

」に改め、同表

備考中「1,630円」を「1,680円」に、「1,170円」を「1,210円」に改める。

(霧島市民広場及び霧島市お祭り広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第23条 霧島市民広場及び霧島市お祭り広場の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島

市条例第205号)の一部を次のように改正する。

別表中

「		「						
	<table border="1"><tr><td>1 回につき 840円</td></tr><tr><td>1 回につき 1,680円</td></tr><tr><td>100㎡当たり 1 日につき 510円</td></tr></table>	1 回につき 840円	1 回につき 1,680円	100㎡当たり 1 日につき 510円	<table border="1"><tr><td>1 回につき 870円</td></tr><tr><td>1 回につき 1,730円</td></tr><tr><td>100㎡当たり 1 日につき 530円</td></tr></table>	1 回につき 870円	1 回につき 1,730円	100㎡当たり 1 日につき 530円
1 回につき 840円								
1 回につき 1,680円								
100㎡当たり 1 日につき 510円								
1 回につき 870円								
1 回につき 1,730円								
100㎡当たり 1 日につき 530円								
	」を	」に						

改める。

(霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第24条 霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第206号)の一部を次のように改正する。

別表中

「		「								
	<table border="1"><tr><td>150円</td></tr><tr><td>80円</td></tr><tr><td>290円</td></tr><tr><td>150円</td></tr></table>	150円	80円	290円	150円	<table border="1"><tr><td>160円</td></tr><tr><td>90円</td></tr><tr><td>300円</td></tr><tr><td>160円</td></tr></table>	160円	90円	300円	160円
150円										
80円										
290円										
150円										
160円										
90円										
300円										
160円										
	」を	」に改め、同表備考中「100円」を「110円」								
	に、「210円」を「220円」に改める。									

(霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第25条 霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第208号)の一部を次のように改正する。

別表中

「		「						
	<table border="1"><tr><td>120円</td></tr><tr><td>160円</td></tr><tr><td>200円</td></tr></table>	120円	160円	200円	<table border="1"><tr><td>130円</td></tr><tr><td>170円</td></tr><tr><td>210円</td></tr></table>	130円	170円	210円
120円								
160円								
200円								
130円								
170円								
210円								
	」を	」に改める。						

(霧島市国分上之段・国分平山・国分塚脇地区コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第26条 霧島市国分上之段・国分平山・国分塚脇地区コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第215号)の一部を次のように改正する。

別表中「210円」を「220円」に改める。

(霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第27条 霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第217号)の一部を次のように改正する。

別表第1 研修室の項中「60円」を「70円」に改め、同表料理実習室の項中「250円」を「260円」に改める。

別表第2浴室の部大人の項中「360円」を「370円」に、「3,600円」を「3,700円」に改め、同部小人の項中「140円」を「150円」に、「1,400円」を「1,500円」に改める。

(霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第28号 霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第219号）の一部を次のように改正する。

別表青年の館の項中「500円」を「520円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「2,000円」を「2,060円」に改める。

(霧島市横川体験農園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第29条 霧島市横川体験農園の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第5条中「150円」を「160円」に改める。

(霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第30号 霧島緑の村の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第230号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		「
	1時間につき160円	1時間につき170円
	1時間につき180円	1時間につき190円
	1時間につき160円	1時間につき170円
	1時間につき200円	1時間につき210円
	1棟1泊につき5,400円	1棟1泊につき5,560円
	」を	」に改める。

(霧島市国分川原地区加工貯蔵施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第31条 霧島国分川原地区加工貯蔵施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第234号）の一部を次のように改正する。

別表加工貯蔵施設の項中「300円」を「310円」に改める。

(霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第32条 霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第238号）の一部を次のように改正する。

別表中「210円」を「220円」に改める。

(霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第33条 霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第239号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「1,000円」を「1,030円」に改める。

(霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第34条 霧島市国分漁港及び永浜漁港の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第244号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

4,200円	520円
	730円
6,300円	
7,350円	1,050円

「

4,320円	540円
	760円
6,480円	
7,560円	1,080円

」を

」に改める。

(霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第35号 霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第250号）の一部を次のように改正する。

別表技術研修館の項中「140円」を「150円」に改め、同表研修室の項中「80円」を「90円」に改め、同表映写器具一式の項中「2,000円」を「2,060円」に改める。

(霧島市国分キャンプ海水浴場の施設の管理条例の一部改正)

第36条 霧島市国分キャンプ海水浴場の施設の管理条例（平成17年霧島市条例第254号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

2,100円	630円
210円	100円
1,050円	520円
2,100円	1,050円
3,150円	2,100円
	520円
	52,500円

「

2,160円	650円
220円	110円
1,080円	540円
2,160円	1,080円
3,240円	2,160円
	540円
	54,000円

」を

」に改める。

(霧島市小浜海水浴場休憩所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第37条 霧島市小浜海水浴場休憩所の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第255号）の一部を次のように改正する。

別表ボートの項中「300円」を「310円」に改め、同表出店舗敷地料の項中「1,400円」を「1,440円」に改める。

(霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第38号 霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第256号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

530円	1,050円	740円	200円
530円	1,050円	740円	200円
530円	1,050円	740円	200円

」を

「

550円	1,080円	770円	210円
550円	1,080円	770円	210円
550円	1,080円	770円	210円

」に改める。

(霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第39条 霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第258号）

の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

1回につき240円 回数券12枚つづり2,400円 回数券25枚つづり4,800円
1回につき120円 回数券12枚つづり1,200円 回数券25枚つづり2,400円
1室1時間につき560円
1時間につき300円
1回につき240円 回数券12枚つづり2,400円 回数券25枚つづり4,800円
1回につき120円 回数券12枚つづり1,200円 回数券25枚つづり2,400円
1室1時間につき560円
1時間につき120円
1時間につき120円
1時間につき120円
1時間につき240円
1回につき360円 回数券12枚つづり3,600円 回数券25枚つづり7,200円
1回につき140円 回数券12枚つづり1,400円 回数券25枚つづり2,800円
1室1時間につき640円

「

1回につき250円 回数券12枚つづり2,500円 回数券25枚つづり5,000円
1回につき130円 回数券12枚つづり1,300円 回数券25枚つづり2,600円
1室1時間につき580円
1時間につき310円
1回につき250円 回数券12枚つづり2,500円 回数券25枚つづり5,000円
1回につき130円 回数券12枚つづり1,300円 回数券25枚つづり2,600円
1室1時間につき580円
1時間につき130円
1時間につき130円
1時間につき130円
1時間につき250円
1回につき370円 回数券12枚つづり3,700円 回数券25枚つづり7,400円
1回につき150円 回数券12枚つづり1,500円 回数券25枚つづり3,000円
1室1時間につき660円

」を

」に改め、同表備考中

「240円」を「250円」に、「360円」を「370円」に改める。

(霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正)

第40条 霧島市霧島高原国民休養地の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第

261号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

2,040円	
1,840円	
1,630円	
1,530円	
200円	
260円	
200円	
150円	
4,200円	寝具・食器類を除く。
1,530円	1人用は760円
2,550円	
1,020円	
260円	
200円	
260円	
150円	
150円	
50円	
20円	
100円	
100円	
100円	
50円	
20円	
150円	
310円	
200円	
510円	
1,020円	
100円	
1,020円	
200円	
5,100円	
510円	
510円	
100円	
510円	

」を

「

2,100円	
--------	--

1,900円	
1,680円	
1,580円	
210円	
270円	
210円	
160円	
4,320円	寝具・食器類を除く。
1,580円	1人用は790円
2,630円	
1,050円	
270円	
210円	
270円	
160円	
160円	
60円	
20円	
110円	
110円	
110円	
60円	
20円	
160円	
320円	
210円	
530円	
1,050円	
110円	
1,050円	
210円	
5,250円	
530円	
530円	
110円	
530円	

」に、

「

710円
50円
200円
410円

「

740円
60円
210円
430円

360円
820円

370円
850円

」を

」に、

「

1人	410円
1人	200円

1人	430円
1人	210円

」を

」に、

「

団体	5,100円
----	--------

団体	5,250円
----	--------

」を

」に、

「

200円	1 使用時間は、午前9時から午後8時までとする。 2 回数券を発行した場合は、おとなは11枚綴で、2,000円、こどもは、11枚綴で1,000円とする。
100円	

」を

「

210円	1 使用時間は、午前9時から午後8時までとする。 2 回数券を発行した場合は、おとなは11枚つづりで2,100円、こどもは11枚つづりで1,100円とする。
110円	

」に、

「

310円	1 使用時間は、午前9時から午後6時までとする。 2 30分超過するごとに自転車50円、ローラースルー及びローラースケート30円を加算する。
200円	
200円	

」を

「

320円	1 使用時間は、午前9時から午後6時までとする。 2 30分超過するごとに自転車60円、ローラースルー及びローラースケート40円を加算する。
210円	
210円	

」に、

「

18,350円	3,360円	3,360円	5,000円	1 宿泊は1棟1日5人までの使用とし、1人増すごとに、3,060
16,310円	3,060円	3,060円	4,590円	
15,290円	2,850円	2,850円	4,280円	

				<p>円の増とする。 (ただし、Bは2,750円とし、Cは2,550円とする。)</p> <p>2 午後8時からの使用については、宿泊料金とする。</p> <p>3 暖房費は1日当たり1,020円とする。</p>
--	--	--	--	---

」を

「

18,880円	3,460円	3,460円	5,150円	<p>1 宿泊は1棟1日5人までの使用とし、1人増すごとに、3,150円の増とする。 (ただし、Bは2,830円とし、Cは2,630円とする。)</p> <p>2 午後8時からの使用については、宿泊料金とする。</p> <p>3 暖房費は1日当たり1,050円とする。</p>
16,780円	3,150円	3,150円	4,730円	
15,730円	2,940円	2,940円	4,410円	

」に

改める。

別表第2中

「

3,060円
3,570円
1,020円
5,100円
2,040円
5,100円
510円
4,080円

「

3,150円
3,680円
1,050円
5,250円
2,100円
5,250円
530円
4,200円

310円
122,300円
91,700円
81,600円
71,400円
5,100円
510円
1,530円

320円
125,800円
94,320円
83,940円
73,440円
5,250円
530円
1,580円

」を 」に改める。

(霧島市道路占用料徴収条例の一部改正)

第41条 霧島市道路占用料徴収条例(平成17年霧島市条例第264号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(霧島市河川占用料等徴収条例の一部改正)

第42条 霧島市河川占用料等徴収条例(平成17年霧島市条例第266号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までの規定中「1.05」を「1.08」に改める。

(霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第43条 霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第274号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

300円
3,000円
1,000円
大人 3,000円
小人 1,500円 (中学生以下)
大人 4,500円
小人 2,300円 (中学生以下)
大人 1,500円
小人 800円 (中学生以下)
大人 2,300円
小人 1,200円 (中学生以下)
300円
300円
3,000円

「

310円
3,100円
1,030円
大人 3,090円
小人 1,550円 (中学生以下)
大人 4,630円
小人 2,370円 (中学生以下)
大人 1,550円
小人 830円 (中学生以下)
大人 2,370円
小人 1,240円 (中学生以下)
310円
310円
3,100円

5,000円
300円
1,200円
100円
200円
1,000円
1,500円
1,000円
2,300円
4,500円

5,150円
310円
1,240円
110円
210円
1,030円
1,550円
1,030円
2,370円
4,630円

」を 」に改める。

(霧島市公共下水道条例の一部改正)

第44条 霧島市公共下水道条例(平成17年霧島市条例第282号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「排水設備に」を「排水設備を」に改める。

第8条の2第2項中「指定を受けようとする市長」を「市長」に改める。

第13条中「法第12条の10」を「法第12条の11」に改める。

第21条中「100分の105を乗じて得た」を「消費税及び地方消費税に相当する額を加えた」に改める。

(霧島市福山プールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第45条 霧島市福山プールの設置及び管理に関する条例(平成20年霧島市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

1時間につき2,400円
1時間につき400円
1回につき200円
1回につき100円

」を

「

1時間につき2,470円
1時間につき420円
1回につき210円
1回につき110円

」に改める。

(霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正)

第46条 霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例(平成22年霧島市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表中「210円」を「220円」に改める。

(霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第47条 霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

160円	170円
150円	160円
140円	150円
300円	310円

」を」に、

3,000円	5,000円	5,000円	8,000円	10,000円	13,000円
6,000円	10,000円	10,000円	16,000円	20,000円	26,000円
7,500円	12,500円	12,500円	20,000円	25,000円	32,500円
1時間につき1,030円					

」を

3,090円	5,150円	5,150円	8,240円	10,300円	13,390円
6,180円	10,300円	10,300円	16,480円	20,600円	26,780円
7,740円	12,900円	12,900円	20,640円	25,800円	33,540円
1時間につき1,060円					

」に

改め、同表備考中「520円」を「540円」に、「2,370円」を「2,440円」に、「1,550円」を「1,600円」に改める。

(霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第48条 霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中

300円	310円
160円	170円
120円	130円
160円	170円
120円	130円
300円	310円
210円	220円
160円	170円
70円	80円
300円	310円
300円	310円

310円	320円
260円	270円
260円	270円
300円	310円
300円	310円
160円	170円
70円	80円
300円	310円
700円	720円
300円	310円
300円	310円
160円	170円
70円	80円
300円	310円
280円	290円
140円	150円
220円	230円
300円	310円

」を ）」に改め、同表備考中「500円」を「520円」に改める。

(霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第49条 霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「210円」を「220円」に、「120円」を「130円」に、「100円」を「110円」に、「5,000円」を「5,150円」に、「1,700円」を「1,750円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「520円」を「540円」に、「3,000円」を「3,090円」に、「1,500円」を「1,550円」に、「2,500円」を「2,580円」に、「750円」を「780円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「450円」を「470円」に、「1,000円」を「1,030円」に改める。

(霧島市塩浸温泉龍馬公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第50条 霧島市塩浸温泉龍馬公園の設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1資料館の項中「1,000円」を「1,030円」に改め、同表温泉施設の部大人の項中「360円」を「370円」に改め、同部小人の項中「140円」を「150円」に改める。

別表第2中「25円」を「30円」に改め、同表第2号に掲げる行為の項中「4,500円」を「4,630円」に改める。

(霧島市子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第51条 霧島市子どもセンターの設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表会議室の項中「150円」を「160円」に改め、同表遊戯室の項中「440円」を「460

円」に改める。

(霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第52条 霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例（平成24年霧島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表ソフトボール（1面につき）の項中「120円」を「130円」に改め、同表野球（1面につき）の項中「200円」を「210円」に改め、同表全面使用の項中「240円」を「250円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前において、既に納入された使用料及び手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）により、消費税率及び地方消費税率が平成26年4月1日から引き上げられることに伴い、並びに用語を整理する等のため、関係条例の所要の改正をしようとするものである。